

令和3年10月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年10月12日(金) 午前 9時30分から 10時10分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
9番 池野 保
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
14番 藤田 博史
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

4番 荻田 丈仁

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め2番小林 由朋君、3番町田 玉江君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第37号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第56号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第37号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
北部地区30番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ北部地区30番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は青葉台小学校のすぐ北西にあります。土地の名義人は土建業を行っていた方で、元々茶畑であった申請地を無断転用で資材置場として使用していました。その方が破産したため、管財人である譲渡人が売却を検討したところ、申請地の西側に住んでいる譲受人が農地に復元して管理することでまとまったため申請となったとのことです。譲受人は自宅周辺の畑でお茶などを栽培しており、以前は兼業でしたが、定年により退職したため、現在は専業で、家族も一緒に農業を行っています。果樹園に復元する計画が提示されており、必要な重機類も自己で所有しているため問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 北部地区30番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
北部地区30番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、継続案件、大淵地区21番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ大淵地区21番 朗読)

会長 大淵地区21番についてご意見等ございませんか。

委員(意見者)	ブルーベリーの木が植えられており、草刈り等はされているようですが、木の勢いが弱いようで、収穫量について期待できる状況ではないと思われます。
会長	ブルーベリーの栽培についてプロにアドバイスを求めていたりするのでしょうか。
事務局	専門の人に相談しながら行っているとのこと。この案件は営農型太陽光発電事業の下部における営農であり、発電事業者は食育の観点からもこの事業を行う予定であり、必要があれば新しい耕作者に切り替えることも検討するとのこと。
委員(意見者)	この事業は3年ごとに許可申請を行うということであっているのでしょうか。確か来年で3年になると思いますが、収穫量の問題を解決できるとは思えません。
事務局	今回上部の太陽光パネル部分の農地法第5条の許可も取り直しているため、新しい発電事業者が3年後に再度の許可申請を行うこととなります。ただ、収穫量等についての報告は毎年行うことになっています。
会長	新しい発電事業者は大きな会社であり、決まりをきちんと守っていただけていると思いますので、営農についてそちらから指導してもらうことはできるのでしょうか。
事務局	発電事業者としても、先ほど申し上げたように食育の事業に利用する予定があるようですので、きちんとやっていただけるようにお伝えします。
委員(意見者)	できなかった場合に計画を変更するというのは可能なのでしょうか。
事務局	作物を変更することは認められています。ブルーベリーの栽培が上手くいかないため、食育の構想の中で別の作物を作るというのはあると思います。
委員(意見者)	ブルーベリーの苗木は根付いているようですが、通常でも十分収穫できるようになるのに5~6年かかるころを、植えられた苗木は小さく細いことからもっと時間がかかるのではないかと思います。
会長	現時点では十分な量の収穫が難しいとは思いますが、新しい発電事業者は大手の会社ですので、次回の更新時期にある程度改善していることを期待して状況を見守るしかないのではないのでしょうか。 他にご意見等はございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区21番についてご異議ございませんか。
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。

会長	次に、議案7ページの議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 松野地区30番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ松野地区30番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は南松野の奥の方にあり、市道富士川由比線沿いで、新東名高速道路の清水に抜けるトンネルの出入口付近となります。譲渡人は3人で、いずれも近隣に住んでいる方です。譲受人は、建設業を行っている法人で、今回、ネクスコ中日本が発注する血流川の改修工事を行うために、申請地を借りて河川までの進入路として一時転用を行いたいとの申請です。現地を確認したところ、一部果樹が植えられていましたが、農地としての利用はあまりされていないようでした。進入路を作る際は、植えてあるものを除去してシートを張り、途中にある水路にはフタをすることです。周辺に農地はありますが、道路で隔てられており、影響はないと思われます。来年1月中旬には農地へ復元して貸借が終了することです。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	松野地区30番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 松野地区30番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に伝法地区31番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ伝法31番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は東名高速道路の富士インターチェンジのすぐ北側です。譲渡人は富士宮市の方で、高齢化に伴い耕作が難しくなったことから、申請地での耕作は行っておりません。譲受人は申請地から100mくらい西にある機械関連の法人で、事業拡大に伴い資材置場が不足してきたことから資材置場にしたいとの申請です。現地を確認したところ、周辺はほとんど資材置場や駐車場、工場敷地であり、農地への影響は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。

事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	伝法地区31番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 伝法地区31番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に継続審議案件、大淵地区26番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ大淵26番 朗読)
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地は主要地方道富士白糸滝公園線を中野の交差点から3.5kmくらい北に行ったところの西側です。地元町内会への説明会が行われていないために、土地対策課で申請を受け付けていないことから保留となっていた案件となります。新型コロナウイルス感染症の影響で説明会を開催することが困難な状況であり、その理由で止められたままでは経営に影響が出てしまうという事業者からの意見から、土地対策課で順番を変更し、先に行政上の審査を行い、地元町内会の承諾が得られた時点で正式な許可とするという形で現在手続きが進められております。そのため、農地法としても審議が必要な状況となっております。牧場を普通の畑に変更するものであり、土採取や埋立が伴わなければ許可不要の案件となります。また、面積から県の諮問案件となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	大淵地区26番についてご質問ございませんか。
委員(質問者)	一年間の一時転用で、農地への復元を行うということによろしいでしょうか。
事務局	その通りです。
委員(質問者)	どのような形で進められるのでしょうか。土採取と埋立ということは、一旦表土をはがして砂利などを採取し、何らかの土を埋めて表土を戻すということでしょうか。
事務局	その通りです。計画ではトヨタが裾野市で行っているウーブンシティの建設残土の予定ですが、どこの土を入れるのかについては、土地対策課に書類を提出することになっていきますので、それで確認できるかと思います。
委員(質問者)	出来上がりはどのような形になるのでしょうか。

事務局	計画では6万立米の土を採取し、8万立米の埋立を行う予定のため、差し引き2万立米が増えることとなりますが、元々の地形が道路からへこんでいるため、道路面から1m以内におさまり、山になるという状況にはならないとのこと。
会長	色々不安な部分もありますが、農業委員会としては他法令に抵触していないことを確認しながら許可証を発行するという対応になるかと思います。土砂の指導は土地対策課にお任せし、農業委員会はきちんと耕作できるような仕上がりになるよう指導していくことになるのではないのでしょうか。
委員(質問者)	農地法の実務上、今回の案件は許可相当なののでしょうか。
事務局	農地法としては牧場であったところを普通の畑に変更するのは何ら制限がありませんので、土採取や埋立が伴わなければ許可自体が不要な案件となります。
委員(質問者)	地元の方のことを考えると、建設残土が入られるということになると、チェック体制をきちんとし、何かがあった場合に対応をとれるような形をお願いしなければならないと思います。
事務局	申請地のすぐ向いが譲渡人の自宅なので、昼間に作業しているところを確認する予定であり、埋立の担当部署と連携しながら、適切に行われていない場合には警察に被害届を提出するとのこと。
委員(意見者)	埋立等について様々な規制があると思いますが、そちらで問題ないのであれば、許可しないわけにはいかないのではないのでしょうか。
会長	面積が面積ですので心配はありますが、だからといって法律の規制以上のことを求めるということもできません。農業委員会としては、許可を出してから工事の経過を見つつ、完成後の農地がきちんと耕作されていくかどうかを確認するというのが基本的なところになるのではないのでしょうか。
委員(意見者)	農地にしてきちんと耕作していくというのが一番難しいのではないのでしょうか。
会長	大淵地区では落花生やカリフラワーなどのブランド化を進めていますので、そういった方に協力してもらうことはできないのでしょうか。
事務局	当面は土地所有者が露地野菜などの畑として管理していく予定ですが、大きな農家さんに売却したいという意向をお持ちです。
会長	他にご意見やご質問等はございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区26番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案9ページの議第39号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。
大洲地区18番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案9ページ大洲地区18番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は富士特別支援学校から南東に400mほどのところにあります。現地を確認したところ、会社の事務所敷地となっていました。先代の社長さんが農地に事務所を建てて未登記のまま使っていました。その方が亡くなり、息子さんが相続した際にそれが判明したため、登記をし直そうと今回の申請に至ったとのこと。私が知る限り申請地にはかなり前から建物が建っていて、現在も使用されています。隣接地に農地は無く、影響もないことから問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 大洲地区18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大洲地区18番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

会長 次に、議案別紙の議第40号 農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議をお願いします。
事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案別紙 朗読)

会長 事務局からの説明が終わりました。
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
農業委員会等に関する法律に基づく審議についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農業委員会等に関する法律に基づく審議について、審議を終わります。

会長 次に議案10ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案10ページをご覧ください。
報第54号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方合意の上、届出を行えば賃貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数19件。
次に議案15ページをご覧ください。
報第55号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数3件。
次に議案16ページをご覧ください。
報第56号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数1件。
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年10月12日

農業委員会会長

同委員

同委員